

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和5年11月10日

時 間：午 前 9 時 0 0 分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前8時55分

出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	山本 育男君
副町長	高野 剛君
副町長	竹原 信也君
教育長	岩崎 秀一君
総務課長	志賀 智秀君
企画課長	杉本 良君
税務課長	斎藤 一宏君
都市整備課長	大森 研一君
生涯学習課長	坂本 隆広君
総務課課長補佐兼管財係長	福島 好邦君
生涯学習課兼生課長補佐	三瓶 秀文君
企画課課長補佐	畠山 信也君
税務課課長補佐	大館 衆司君

都市整備課主任
兼都市計画係長
兼建設係長

駒 田 栄 雄 君

生涯学習課主任

星 信 一 君

職務のための出席者

参 事 兼
議 事 事 務 局 長

小 林 元 一

議会事務局主任
兼庶務係長

杉 本 亜 季

議会事務局事
務係主任

高 橋 優 斗

付議事件

1. 富岡町総合体育館耐震補強及びその他改修工事について
2. その他

その他

開 会 (午前 8時5分)

○議長 (高橋 実君) おはようございます。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

なお、本日の会議は、本案件の性質上、非公開の取扱いといたしますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。説明のための出席者は、町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長 (山本育男君) おはようございます。議員の皆様には、お忙しい中全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、富岡町総合体育館耐震補強及びその他改修工事についての1件であります。本件に関しましては、本年5月17日の第2回富岡町議会臨時会において、富岡町総合体育館耐震補強及びその他改修工事について議決を賜り、令和4年福島県沖地震で被害を受けた富岡町総合体育館の耐震補強と長寿命化の工事を進めているところであります。本事業につきましては、今年度末の事業完了を目指し工事等を進めており、本施設の安全性を確実なものとするため復旧計画の一部を変更したいと考えておりますことから、議員各位のご理解を賜りたく、改めてご説明の機会をいただくことといたしました。詳しくは担当課長より説明させますが、富岡町総合体育館は、本町はもとより、地域の復興、再生に必要な交流施設でありますことから、再開に向け着実に復旧を進めるため、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 (高橋 実君) ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、富岡町総合体育館耐震補強及びその他改修工事についての説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 (坂本隆広君) 皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中全員協議会を開催していただきまして、ありがとうございます。本日、生涯学習課からの説明でございますが、本年5月より工事を進めております総合体育館の耐震補強及びその他改修工事について、工事内容について一部変更が生じることが確認されましたので、本日その内容についてご説明をさせていただきます。説明につきましては、課長補佐の三瓶より行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 (高橋 実君) 課長補佐。

○生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長 (三瓶秀文君) それでは、よろしくお願いします。富岡町総合体育館耐震補強及びその他改修工事の変更内容についてご説明をさせていただきます。

資料は2枚組となっておりまして、1ページ目と2ページ目の番号が対比しておりますので、見比

べて御覧いただきたいと思います。本工事につきましては、令和5年5月17日の議会臨時会において、耐震補強に加えて、建物の長寿命化としてアリーナ床の改修、照明のLED化を併せて実施し、現在建設から40年を経過している既存の富岡町総合体育館を今後20年から30年にわたって安全性を担保しながら利用できる施設としてまいりたいとご説明をさせていただきまして、工事契約について可決をいただきました。

それでは、資料の1ページ目の下段の変更概要図を御覧いただきたいと思います。今まで①の仮囲いの東側、玄関側に人が集まりやすいということで、当初予定していたよりも頑丈な仮囲いを設置すること、併せて④の耐震化において、予定しておりました建物の東面のバットレスの設置に際して、基礎となるくいの長さが当初の想定よりも短くて済んだことから、軽微な変更はあったものの、おおむねこれまで工程どおりに進捗しておりました。その後、天井部分の補修を進めてまいりましたが、これまでアリーナ、観客席に足場を組み上げましたところ、耐震補強に伴って設置するプレースに支障となる箇所が確認されました。具体的には②の観客席天井のつり金具がプレースに支障があることから、切り回し、撤去、再設置、鉄骨の盛り替え、こちらもやり替えをさせていただきたいと考えております。③のアリーナの天井部分に存在する空調ダクトにも支障が生じまして、切り回しを行う必要性が生じたことから、今回工事内容を追加しまして、1,860万円の増額として変更を行いたいとするものです。

改修設計前の調査の段階では、天井裏は被災した建物であると同時に、作業者の安全の観点から、図中の黄色の箇所で点検用の足場通路になります、黄色のキャットウォークと書かれている部分になりますが、限定的な足場からの調査となりまして、可能な限り調査を行ったところですが、特に観客席天井については、調査段階で目視することが困難でございました。以上の状況から、実施設計では調査が可能なアリーナ天井と同じ構造の天井であると推測しておりましたが、観客席の天井裏については、足場を設置した段階で、違った構造であることが分かったことから、今回の観客席天井部分の工種が追加となったものでございます。追加となる工事を実施することで、当初計画で目標としていました耐震計画の評価で公共施設の避難所として利用できるIS値0.75の値まで高めができるようになるものでございます。今回変更に当たって、アリーナ部分の天井のプレースの補強だけでは済まないのかということも検討させていただきましたが、構造計算において、資料2ページ目の右下の耐震補強計画図にありますとおり、観客席の天井に構造上の青色で示したメインフレームが通っていることから、アリーナ、観客席天井ともにプレースを入れて、四隅の壁に接合し、応力を得ることが耐震補強する上でも最低の条件となりますので、当初の設計のとおり観客席部分も含めた天井全面に補強を行う必要があるのでございます。

変更の詳細及び現況写真につきまして、資料2ページ目に各箇所を記しておりますが、②、③の部分が主な増額の部分となるものです。

また、このタイミングで変更となってしまったことにつきましては、工事契約後、なるべく早く天

井裏の調査を行えるように足場の設置を優先して進めてきましたが、今回の足場の規模により労働基準監督署への届出等時間を要する部分があり、足場を架け終えた9月下旬から詳細調査及び対応検討に時間を要していたものでございますが、内容の変更についてご了解いただければ、当初の予定工期である3月中旬までには完成できる見込みであります。4月以降利用再開ができる見通しとなりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。耐震補強のために今回変更がやむを得ない内容でありますことから、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

説明は以上になります。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） では、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。今の説明と資料の2枚をよく見て。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 説明を聞いた限り、現実に調査できる範囲というのが限られていたというところで、1枚目の資料を見ると、調査ができなかったところでいろいろ不具合が出ているということのようです。1点確認したいのですけれども、資料2枚目の③のアリーナ天井空調ダクトなのですけれども、記憶が定かではないのですけれども、昔は暖房の設備がついていた最新式の体育館で、空調が入っていたと。これ今現在、このアリーナの空調ダクトが支障になっているのですけれども、写真の2枚目を見ると、空調ダクトの下が空いている状態になっていて、たしか外もそういう暖房設備は今はなかったので、空調として、このダクトそのものは使っているものなのですか。それだけ1点確認させてください。

○議長（高橋 実君） 建設係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長兼建設係長（駒田栄雄君） ご質問ありがとうございます。空調については、今回写真に載っておりますダクト関係は使っております。今、下切っておりますのは、天井部分外しているときに切っている部分でして、天井に最後延ばしていって、天井にくっついて、穴が天井まで貫通するようになるものです。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ということは、換気扇として使っているということでいいのでしょうか。換気扇が回っているのをあんまり見たことないのですけれども、本当に使っているのですか。これ最終的に、これだけ大きいので、いろんな機械とか、そういうのが必要になってくると思うのですけれども、そういう換気の機械とかってどこに残っているのですか。ごめんなさい、私もそんなに詳しく覚えていないのですけれども、昔は隣の独立したところに機械があって、空調していたという記憶があるのですけれども、この体育館は何回も何回も改修が入っているので、使っているというのであれば使ってあるのでしょうかけれども、自分の記憶違いかもしれないのですけれども、どういう経路で、どこにファンがあって使っているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前 9時06分）

再 開 （午前 9時09分）

○議長（高橋 実君） 再開します。

課長補佐。

○生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長（三瓶秀文君） すみませんでした。体育館のステージの両側に現在空調室がありまして、そこで換気のために回しているダクトになります。震災の前になりますが、ボイラー室が外側にあります。そちらは震災の前の段階で撤去して、現在は換気だけに使っていたダクトになります。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。そういうことであれば、この盛り替えも必要になってくるということで、本来換気ダクトの位置は目視で見えるので、ある程度きっちと確認できているところなのかもしれないのですけれども、基本的に体育館残すと決めた段階で、新築が一番耐震性能上はいいのですけれども、それをリフォームでやっていくということは、撤去した段階でいろいろ見えていなかったところにプラスアルファが出てくるのはしようがないと私自身は思っております。できれば今後、体育館に避難している人がまた避難した後にもう一度避難するとか、そういうことはもうないようにして、やはりここが今一番広い空間なので、これが有効にいろんな形で使えるように改修を進めていただければと思いますので、私としてはきっちとした形で、今の基準の中で一番最善の方法で改修していただければなと思いますので、質問は以上で終わります。

○議長（高橋 実君） 坂本課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ありがとうございます。今回ダクトについて調査段階で分からなかつたということで、こちらについては今後いろいろと工事等出てきますが、事前にしっかりと調査できるように努めてまいりたいと思います。また、避難所としての役割もあるということで、今後しっかりと改修をさせていただいて、町民の交流の場として活用させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） くいは、12メートルが7メートルで収まったということで、この辺が一番重要なのかなと思うのですが、これは完全に支持層まで入っているということだと思いますので、その辺間違いないかどうかと、あと天井なのですけれども、前にも地震でやられて、耐震の補強をしたケースありますよね。そういう状況の中で、実際このブレースを入れて、耐震補強にはなると思いますが、13年前クラスの地震が来たらもつのかどうか。私は、ブレース補強くらいでは、これだけ大

きな天井がもつとは思はないのです。ましてや見えなかつたと言つていますけれども、前にも補修していますから、データはあるはずなのです。それで、今回施工したら何やかや当たるというのは、私は設計段階の調査不足だと思います。実際には歩けるようになつてゐるわけですから、設計屋で全く調査しなかつたということにならうかと思うのです。だから、この辺がこういうプラスになつていく要因のかなと思うのです。きちつと調査したのかと言つたら、しなかつたとは言わないと思いますが、実際そうなのです。見れない場所ではないですから、これ。設計段階で見れる場所ですから。見れない場所といつたらこのくい、8メートル、10メートル、12メートル潜つてみるわけにいかないですから、実際何メートルで支持層が出るかということは調査して、12メートル間違いないねということをやつても、やっぱり目で見るものではないから、7メートルで実際に支持層が出てきて、そこで十分大丈夫だよとなつたわけでしょうけれども、こっちは見れるのです。見れる場所を見なかつたということで、その辺が落ち度のかなと思います。何しろ避難所にもなりますから、きちつとやるべきことはやらなければならぬと思いますので、その辺をきちつとやつていただいて、それでもつかどうか、その辺を再度きちつとやっぱり検討したほうが私はいいと思います。その辺どうでしよう。

○議長（高橋 実君） 建設係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長兼建設係長（駒田栄雄君） お答えいたします。

まず、くいについてですが、今回の工事の中で、しっかり事前にボーリング調査を行いまして、支持層の深さを確認した上で、それを目がけてくい工事も実施し、実際今回鋼管ぐいを使ってますが、回転トルクで支持層に到達したのを確認するのですが、それも間違いなく確認しておりますので、くいはしっかりやらせていただいております。

あと、耐震補強についてですが、当初単純に設計事務所が耐震の設計をしただけではなくて、こういう耐震補強については、まず耐震診断をして、耐震が可能かというところをまず確認した上で、それに基づいて設計をし、その耐震設計がちゃんとできているかというところを判定する評価機関がございまして、そちらにも出して、認定をいただいているものになりますので、現行の耐震基準は間違いなく、今回の工事を実施すれば、満たすものでございます。

あと、当初天井裏、ある程度確認ができたのではないかということでございますが、おっしゃるとおり、先ほど図面にもありますキャットウォークなんかを用いて現場は確認しております。ただ、一番難しかつたのが、令和4年の地震で大きく建物自体が被災して、キャットウォーク自体も、天井裏を歩くところについても、安全性が担保できていないというところもありまして、そこに長時間とどまつて詳細な調査をするというのも、調査段階での安全が確認できないというところもございましたので、調査に制約があつたものでございます。当然そのときに、では足場を架けて詳細調査したほうがいいのではないかとか、そういうところも議論はあつたのですが、それをやると、やはりそのための期間と費用がさらにかかってしまうところもありまして、そういうところを総合的に評価して、設計段階ではやれる限りの調査はしたという判断をしておりました。結果的にこういったことになつ

たので、担当としても、次回以降、認識を改めてやっていきたいとは思うのですが、そういう判断の上で調査させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。キャットウォークが地震で不安だったということが要因で、人命第一ですから、それはそれで一つの要因で、正しいのかなと思います。ただ、入札で決定してから、事前調査の中でいち早くやるべきものをやらないで今まで過ごしたというところには問題出てきますよね。これどっちにしろ、足場架けようが何しようが、キャットウォークには上がらなくてはならないわけですから、それは上がって工事やるのに不安だとすれば、どのような施工方法にするのですか。下から足場を架けて、全部天井を剥がして補強するのですか。

○議長（高橋 実君） 建設係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長兼建設係長（駒田栄雄君） お答えいたします。

今回の施工は、天井裏を施工するに当たって、全て内部に足場を架けてやるようになっております。上のキャットウォークだけでは施工ができないので、体育館内全部に足場が架かっているような状態です。早めに足場を架けて、早めにそういった不安部分を確認すべきだったというところがあると思うのですが、今回の足場が高さが10メートルを超えて、期間も6か月以上になるものでしたので、足場の設置届出を作らなければならない規模になっております。それを労基署に提出してから1か月後ではないと架けられないという決まりがございまして、この工事が5月末頃契約させていただきまして、足場の計画書を6月中に作成し、結構規模が大きいので、時間もかかってしまっているのですけれども、6月中に作成して、7月の頭に労基署に提出しました。実際お盆頃にオーケーということになるのですけれども、作業はお盆明けからという形になりまして、その規模なので、架けるのも1か月ほどかかりまして、9月中旬から下旬にかけて全て架け終わったというところで、やっと詳細調査ができるようなところになってございます。そこで初めて細かい寸法とかを当たって、部分的にここが当たる、ここは大丈夫だとかいう判断ができた上で費用を精算し、今回金額的に増額になるということが分かりましたので、説明させていただきましたというところでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。耐震補強とか、リフォームとかは開けてみないと分からぬ部分がいっぱいありますので、増額は起きるのが当たり前の工事方法ですから、それはいいとして、まだきちっとやっぱり冒頭で課長も言ったように、避難所にもなるわけですから、避難所が一番先に崩壊するようではどうしようもありませんので、金がかかるのはしようがないですから、きちっと補修をしていただきたいと要望しておきます。

○議長（高橋 実君） 坂本課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ありがとうございます。まず、耐震の調査の後、設計段階におきましては、一般社団法人の福島県建築士事務所協会の評価委員会から、このやり方でやると大丈夫ですよということで証明をいただいているところであります。こちらにつきましては、この設計に基づいて今後進めていきたいと思います。

先ほどからもありますが、避難所としても想定をしておりますので、今後、計画どおりしっかりと工事を進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今生涯学習課、都市整備課にいろいろと説明を聞きまして感じたことなのですけれども、生涯学習課からは作業者の安全確保、可能な限り調査を行った、目視が困難であった、そういう理由から、徹底したというか、細部まで調査を行うことができなかった理由として挙げられています。都市整備課からは、調査に制約があった、費用がかかる、やるべきことはやったと。結局これを総合すると、完璧な調査を行っていなかったということを認めている。お金がかかるとか、困難であったとか。ということは、調査設計が完璧でないままに入札が行われた、そういう設計の下に金額が決まっていったということになると、この金額でやりますよということで入札が行われたにもかかわらず、その内容が実際は確定したものではありませんよということが含まれるような気がするのです。始まっているかないと、この金額では終わらないかもしれませんよ、なぜならば調査が不完全であったからというものが含まれるような気がするのです。やはり調査設計もかなりの金額でお願いしているはずですから、そういう設計が出来上がった段階で、ここは人が入っていませんよ、見ていませんよとか、そういう状態の設計書が完璧であるかどうかについて疑問があるので、これは入札関係だから、担当の副町長から答弁をお願いします。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

新築物件等々であれば、確実にその目的を達成するための設計書、100%変更なしでいけるものと思われます。ただし、土木等、先ほどもありましたが、くいの長さ等々、こちらについては土質調査からやっていきますので、それ以上の全部掘って、どこに支持層があるかというところはやはりなかなか調査できないということで、あくまでも設計上最善を尽くして、この値でできるだろうというところで土の中等はやっていきます。

また、改修工事に関しましては、最大限分かる範囲で調査をし、それを基に設計を行って、入札に付しているというところでございます。全てが分かってできることが最善でございますが、発注に当たっては、最善を尽くした設計の下に最終的な価格がこのくらいになるだろうということで我々は発注しているところでございます。今回生涯学習課、都市整備課より説明させていただきましたが、取りあえず点検者の安全だったり、あとはやれるところをやって、これが今現在我々が発注する設計書として適正であると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 調査はやれる範囲でやった。分かる範囲で設計を行った。入札は正しく行った。これはもう当然のことです。私が言いたいのは、やれることをやって、調査員の安全とか、費用の問題とか、いろいろあるでしょうから、やるべきことはやった。でも、こういう問題が発生した。だから、確かに先ほど9番議員が言ったように、基礎のくいのないように支持層まで行った、行かない、これは、では7メートル、8メートル潜っていって支持層まで行ってきましたかなんていう、そんな質問ではないのです。だから、機械で例えば届いたと分かると。私が言っているのは、ちゃんとこういうふうに写真を撮って、説明は今できていますよね。だから、中に入ることが不可能であったか、可能であったかというと、安全上問題があるから、やらなかつたと思うのだ。だから、そこまでやるべきだったかどうかは議論の余地はあるとしても、やはり議会でこういった議案が出て、何億何千万円という議案が上がってき、その中に、この部分は見ていませんからねって、蓋開けた場合にもっと増える可能性がありますよとか、見ていないのだから、安全上見れないからということでそこまでやらなかつたわけだから、そういう事実も公表しないと、開けてびっくり玉手箱になってしまふので、実際私も車の事故関係の仕事をしていたときに、見積り幾らって、そういう話はもう日常茶飯事で、ただボンネットを開けてエンジンをばらさないと分かりませんと、でも作業が困難だから、やれませんでしたと、でも開けたらこうでしたというのは今話が似ているので、とことんやつたって言いますけれども、こうやって目視が困難だ、写真でこんなにきれいに撮れる状況であれば……

〔何事か言う人あり〕

○7番（安藤正純君） なるほどな。足場を架けていない、だから徹底した調査は行われなかつた、そこまで断りを入れたものであれば、しようがない、ここまでしかやれなかつたということで認めざるを得ないのだと思うのだけれども、これは難しい質問になつてしまふかも分からぬけれども、やはり上げてくるときには徹底した調査を行つた上での入札を行つてもらいたいと、その辺をもう一度お願いします。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ご指導ありがとうございます。これからも一生懸命我々ができるところは、技術を集約して、設計上がつてきた段階でも検査をし、本当にそれでいいのかどうか、再度襟を正して進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） あと、この設計業者、富岡町において、過去においても、例えば増額とか、工事期間の延長とか、そういうた、何やつてているのだ、これはという過去の事例があつたかどうかも調査しながら、やはりきつく申入れするとか、そういったことも必要かなと思うのですが、その辺はどのように考えているか教えてください。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。業者とのやり取りという点におきまして、工程会議等々において、ホウレンソウをしっかりと確認しながら進めていくということは必要と思っております。今回の設計について、当初設計段階においては竣工図面等の確認もしていただきながらということでありましたが、若干その図面と現場の相違ということがあったということもお聞きしております。そうした中で、設計業者にはベストを尽くしていただいたものと今回思っておりますし、なかなかその当時、その段階でできたのかというところはありますが、そうしたペナルティー、きつくなれるという点については、これは基準に照らし合わせて今後検討していく、そうした瑕疵があったのか、なかったのかという点については、確認をしながらということになりますが、現時点ではベストを尽くしていただいたと思ってございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 本件に関してのみならず、この設計業者が過去に取り扱ったような案件も、そういった単純なミスがあったか、なかったかとか、そういったものも調査を含めて検討するということでおろしいですか。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） すみません。過去に遡ってというところになりますと、いつの時点までかというところあろうかと思います。そうした基準に照らしてペナルティーという検討をする場合には、過去に遡るということはできないと思っております。今回生じた事象についてという形での検討になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。まず、いろんな支障、想定できなかった支障になる部分、確認できなかった支障になる部分が出来てしまったということなのですけれども、これ40年前に建物建てられたというお話をしたが、それにしても図面等々はあると思うので、先ほど図面との食い違いがあったみたいなお話をあったけれども、それはそれでまずい話だと思うし、その辺の確認がちゃんとできたかというところを1点。あと金額的に見ると、②、③でかなり大きくなっている感じですね、これ。結局詳細が分からなかった部分で大きくなってしまったと。2番のところは、天井の張り替えをしますよということだと思うのですが、これって完全に想定できなかったものなのかどうか、天井を張り替える必要もともとなかったのか、何かしらいじる場合には天井の張り替えって想定しておいたほうがよかったです、その辺のところを教えてください。

○議長（高橋 実君） 建設係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長兼建設係長（駒田栄雄君） お答えいたします。

まず、竣工図関係の点についてですが、当然こういう大きな建物を造ったときの竣工図というのはちゃんと保管はされているものでございます。かなり古いものではあります、もちろん残っております。ただ、これは町の担当の問題にもなるのですけれども、造ってから何回か補修が入ったりとか、そういったところが度々あるのですが、そういったものが積み上げられていないパターンが正直なところよくあります。今回のケースにつきましても、当初の竣工図にはないけれども、現場を見ると、当初なかったものがついている。では、それどこかの段階で補修したのだろうってなるのですけれども、それがやはり担当が替わって、うまく引継ぎができていなくて、漏れてしまっているところとかがございます。そういったところにつきましては、これに限らず、実はほかの物件でもそういったことが起きておりまして、我々もうまく整理していかなければならぬなと思ってはいるのですが、今後はそういったことが起きないように整理はしていきたいと考えております。

それから、天井につきましては、もともとはこちらの観客席の天井につきましては、やはり天井をつっている鉄骨が今回当たってしましますということで追加で上げさせていただいておりますが、それがなければ、あの天井を残したまま作業できるということを設計段階で確認し、メーカーにも現場は見てもらって、そういった施工が可能だということで上げておりましたので、最低限、いろいろやるに当たって、全くいじらないというわけではなかったので、そういった部分はちゃんと計上はしているのですけれども、それがそもそも天井自体をつっている鉄骨が当たるというところで外さなければならなくなつたというところでございます。先ほどのご質問の話にもなるのですが、調査がし切れていないというか、見切れないところがあった、可能性があれば上げておくとか、そういったことも当初考えるべきところだったかもしれないのですが、そういったところも含め、今後の調査のやり方等も含め、改善していかなければいいと思っております。

以上になります。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。皆さんの議論を聞いていて、調査のときに大がかりに足場を組んでやりますよなんてナンセンスな話だし、ご説明の中で、キャットウォークも安全性が担保できないので、そこまで詳細な調査できなかつたというのも私も理解できます。今係長から答弁もらって、最初に想定して、大きく減額になればいいかという話でもないので、そこもなかなか実は難しいお願いだと思っているのですけれども、その辺想定できる範囲とできない範囲あると思うので、その増減出てしまうのはやむを得ないというのも思いつつも、やはり公共の施設を改修する場合、無駄な経費を使わずに、少しでも削減できるようにしなければいけないし、こういった形で、前回臨時会で可決したときも、増額、増額なんていうことのないようというような議員からの意見もありましたので、少しシビアにやっている中でのことだと思いますが、その辺もうちょっとシビアにやっていただくこと。あと、先ほど図面の詳細が合っていないよみたいな話があったので、その辺り、いろんな施設あると思うので、そこはどこかのタイミングで整理できるように準備していただければと思

います。要望です。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ありがとうございます。私からは、図面のことについてお話しさせていただきます。

今回のケースも踏まえて、どうしても、当初の図面は残っております。その後補修した図面がまた別途新しい図面として起きていて、本体図面にその修正部分が加えられていないというのがあります。金額が安いところのやつが保存されていなかったりして、うまく引き継いでいなかったりするもので、当初の図面にそれを、最近はCADデータになっていますので、道路台帳のように、その都度何かあつたら基となる図面を変更していくのが一番いいのかなということで、今後そういうことができるよう建設関係には話をしたところでございます。これからそんな形でやれればなとは思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。工事の内容、あと今までの答弁をお聞きしまして、大体工事の内容については承知いたしました。工期も3月15日に終わる予定ということで、来年度以降は体育館も使用できてくるのかなと思いますので、そういった中で2枚目の正面玄関の仮囲い追加設置ということで、これについてさくらスポーツで、今事務所はそのまま使われているのかなと思うのですけれども、あとアリーナは使用できないということで、さくらスポーツの運営に支障を来していないかどうか、あとはお客様も、ほかの施設も受付等もあると思いますので、そういったところの状況をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 三瓶補佐。

○生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長（三瓶秀文君） お答えします。

この工事の中でさくらスポーツの事務所の移転経費ということで仮設経費を見込んでございまして、今防災倉庫の横、武道館の西側の敷地に事務所を仮設で構えている状況になっています。そちらで各種団体の受付ですか、ほかの施設の利用の受付をさせていただいている状況になります。ほかの施設も加えまして、交流の拠点と我々も認識していますので、そちらについては支障のないように進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私も改修工事につきましては、皆さんおっしゃったとおり、しっかりと進めていっていただきたいなと、地震ごとにつり天井が毎回落ちるようなことが今後ないのかなと思っておりますので、しっかりとこちらの工事についてはやっていただきたいと思っております。

今3番議員からありましたけれども、第三者の立入りが正面玄関からあるおそれがあるということ

が確認されたということなのですけれども、仮の事務所への案内図とか、こちらに表示はされているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 三瓶補佐。

○生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長（三瓶秀文君） まず、1つ目の耐震補強の計画で、長く使えるようにということで、旧耐震の建物で設計されたものが、前回の説明のとおりなのですが、今回耐震補強をさせていただいて、I s 値で0.75まで届くというような形で現在設計していますので、これまで繰り返してきた地震の被害、地震あるたびに被害が出るということがないようにということでの今回の設計の趣旨でございますので、その点ご理解を何とぞお願ひしたいと思います。

あと、正面玄関案内に、こちらは当初東側の壁だけ外面施工するものですから、仮囲いというふうにやっていましたが、どうしてもやっぱり人が多く来ますので、急遽西側の正面玄関にも仮囲いをしなければということでやらせていただいたものになります。この仮囲いの前に、受付は、さくらスポーツの事務所はこちらになりますという形で矢印でご案内をさせていただいている状況になります。迷ったなんていう形での声は聞こえてきませんので、あと数か月ですが、そちらで対応させていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。やはりプレハブだったので、どうしても作業員の休憩所にしか見えない部分があるので、しっかりと事務所ですよというの、一目で、分かるようにもしていただければいいな、お金をかけないでということなのですけれども、大きい看板を印刷でもしていただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 坂本課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ご提案ありがとうございます。確かに総合体育館、スポーツセンターに入っていったときに、事務所がどこだというのはそこの場所では分からぬ状況になっております。ふだん来ている方は分かっていただいているが、手前のところに何か、手作りのものになると思うのですが、看板等を設置して、武道館脇に事務所がありますよということで分かるようなものを工夫をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 関連で確認なのですけれども、この総合体育館には防犯カメラが見えるところが事務所にあったのですけれども、長期でそういうのが使えていないのか、仮設のほうに防犯カメラが見れるようにされているのか、あそこら辺はいろんな方が駐車を朝早くから夕方まで結構されているので、その辺の防犯に関してはどうなっているのかお聞きします。

○議長（高橋 実君） 三瓶補佐。

○生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長（三瓶秀文君） 防犯カメラの設備につきましては、体育館の

事務室に現在も置かれているような状況になっています。事務室を完全に施錠した形で、今まで体育館の工事の中で施工範囲は事務室に及びませんので、そこで管理をさせていただいている。都度あるごとに許可を得て、事務室に立入りをさせていただいたりしながら、貴重品の管理ですとか、その辺の防犯の関係をさせていただいている状況になります。防犯カメラの移設も当然意見としてさくらスポーツ側から出たのですが、やはり経費の問題、管理上の問題もありますので、この件に関しては、用事があるときだけ立入りをさせてもらうというような形で進めております。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ。

○副議長（堀本典明君） 議長、どうぞ。

○議長（高橋 実君） 何点か確認。

まず、足場はどういう種類なのか。つり足場なのか、床から組み上げるやつなのですか。もし組み上げとなると、床の強度は大丈夫なのかということ。

それと、追加工事はあとはないのか。

あとは、増額変更の1,860万円という金額は金額で積算して出してきた増減、最終的な増の分だろうから、これだけで済むのか。専決の500万円、別枠で抱いているから、そこから出すつもりなんか毛頭ないと思うけれども、その3つ確認。

○副議長（堀本典明君） 係長、どうぞ。

○都市整備課主任兼都市計画係長兼建設係長（駒田栄雄君） お答えいたします。

まず、足場に関しては、体育館の床面から組み上げていく足場となっております。床の耐久等についても確認した上で足場を設計しておりますし、床も当然養生した上で足場は組んでおります。ちなみに、床については今回のもともと当初設計において張り替えにもなっておりますので、足場で多少傷ついたりする部分は養生していくても多少はございますが、その辺も今後の作業の床の張り替えにおいて解消され、全てきれいになる見込みです。

あと、変更内容につきましては、今説明、現時点にはなりますが、現時点で分かっているものについてはこれが全てです。今ほど申しましたように、残りの作業というのが床の張り替え工事となっておりますが、床についてはそういう部分補修とか、そういったわけではなく、もう剥がして張り替えなので、大きく変更が出るものではないと担当としては考えておりますので、今回の変更で、すみません、全く出ないと約束はできないのですが、大きく出るものは今後はないと見込んでおります。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 課長、どうぞ。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 今駒田係長からお話をありましたとおり、契約変更の部分ですが、

今後大きな工事の変更というのは考えられないものと考えておりますので、こちらについてはしっかりと現場を確認しながら工事を進めていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○副議長（堀本典明君） 議長から専決の分でというようなご質問あって、そこにお答えされていないのかなと思うのですけれども、その辺りいかがですか。

課長、どうぞ。

○生涯学習課長（坂本隆広君） すみませんでした。専決の部分でということですが、現在工事が進んでいる中で分かっている部分については全て今回の報告の中に入っていますので、現時点において増減はないものと考えております。ただ、3月15日までの工事の中で、できるだけ変更のないように工事は進めていきたいと思います。

以上です。

○副議長（堀本典明君） では、戻します。

○議長（高橋 実君） あとはないですか。

暫時休議します。

休 議 (午前 9時51分)

〔これより8番宇佐神幸一議員欠席〕

再 開 (午前10時09分)

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

質問はないということですので、ここで町長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

町長。

○町長（山本育男君） 本日は、議員の皆様より様々なご意見を賜り、ご協議をいただきまして、誠にありがとうございました。冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、総合体育館は、本町はもとより、地域の復興、再生に必要な交流施設、そして避難所となる施設であります。早期の再開を望む町民の声が私にも届いておりましたことから、総合体育館の耐震補強、長寿命化の工事を着実に進め、目標としております来年春の供用開始を実現するために早急に変更契約に係る準備を進め、議決を賜りたいと考えております。つきましては、11月15日の午前9時に臨時会の招集をしたいと考えておりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上であります。

○議長（高橋 実君） ただいま町長より臨時議会の招集について案内があり、臨時議会は11月15日に開催されます。

なお、15日は全員協議会を9時に開催する日程でありましたが、臨時議会が9時から開催されますので、全員協議会については臨時議会終了後に開催する日程に変更をいたします。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、富岡町総合体育館耐震補強及びその他改修工事についてを終わります。

次に、その他に入ります。

執行部から何かありますか。

税務課長。

○税務課長（斎藤一宏君） その他といたしまして、私から令和5年台風13号による被災者に対する町税等の減免措置についてご説明申し上げます。

9月の8日から9日にかけて、関東地方から東北地方の太平洋沿岸の地域において、後に熱帯低気圧に変わった台風13号の影響により豪雨に見舞われ、甚大な被害が発生いたしました。このことにより被災された町民の生活再建の一助といたしまして、町税等の減免措置を実施しております。この減免措置を実施するに当たり、地方税法の規定及び国の通知、さらに甚大な被害を受けた自治体の被災者支援状況を踏まえ、速やかに条例を制定すべく、去る10月16日、専決処分により減免条例を制定させていただきましたので、次の議会において条例の内容を説明させていただき、ご承認をお願いするものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかに議員からは何かありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 被災者に対しての減免条例ということですが、それは当然だと思います。何名くらいいたのですか、今回の被災者。何名というよりも、何件で教えてください。

○議長（高橋 実君） 税務課長。

○税務課長（斎藤一宏君） 今回の台風13号接近により災害救助法が適用された地域に避難している町民の方は、千葉県とか茨城県も含む形になるのですが、それぞれ申し上げると、まず南相馬市には53世帯、94名、いわき市は2,329世帯、4,766名の方が避難しており、千葉県ではその対象地域、4世帯、8名、茨城県では37世帯、81名となっております。その中で、まず安否確認等により確認のできた状況でございますが、床下浸水が7件、床上浸水が3件、その他として車の水没が4件確認されているところでございます。

なお、連絡先等の変更の手続をされていない方が中にはいらっしゃるということで、この件数が確定の数字ではございませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 課長、今時点の金額まで分かるなら、金額もおおむねのやつ言って。

税務課長。

○税務課長（斎藤一宏君） 金額で申し上げると、今回町県民税、その他国民健康保険税と介護保険料の減免を考えているのですが、介護保険と国民健康保険税につきましては、上位所得の方が対象に

なるのですけれども、今判明している方の中ではゼロ件。ただ、町県民税で該当されている方がいらっしゃって、金額にしてもそんなに大きくもなく、10万円程度になるかと見ております。

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。ほかにありませんよね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉 会 (午前10時15分)